



そろそろ、年末調整の時期となりました、給与担当の皆様はこれから繁忙期ですね。お身体に気を付けて最後まで乗り切ってください。年末調整の手順は昨年と同様となります。人事コンサルからは、最低賃金の引き上げとその背景についてお話をさせていただきます。

年末調整の時期となりました

社労士法人ミナジ

令和4年も残り数か月となり、社員の所得税に関する年末調整の時期を迎えようとしています。国税庁は、9月の末頃に「年末調整がよくわかるページ（令和4年分）」を開設しています。今年の年末調整においては、昨年からの大きな変更はなく、昨年（令和3年分）の年末調整と同じ手順となります。その手順等については、「年末調整がよくわかるページ」でも確認することができます。

【年末調整のよくわかるページ】 <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

「産後パパ育休の創設」等への中小企業の対応状況は？

日本商工会議所から「女性、外国人材の活躍に関する調査」の集計結果が公表されました。この調査は、全国の中小企業を対象として、令和4年7月19日～8月10日に実施されたものです（回答があった2,880社の結果を集計）。さまざまな調査が行われていますが、女性の活躍推進について、次の調査結果が注目されています。今夏あたりの状況ですが、ポイントを紹介しておきます。

令和4年4月より段階的に施行している「改正育児・介護休業法」のうち、同年10月施行の「産後パパ育休の創設」等への対応状況について、「既に対応は完了している（社内規定の整備、従業員への周知・啓発等）」もしくは「対応の目途がついている」と回答した企業の割合は49.1%にとどまる。また、規模の小さい企業では「対応できていない」「内容も把握していない」と回答する割合が多い。

【参考】 本年10月施行の「産後パパ育休の創設」等への対応状況について



「改正育児・介護休業法」は、社内規定（就業規則〔育児・介護休業規程〕等）の整備が必要となります。未対応となっている場合は、気軽にお声掛けください。

最低賃金の引上げとその背景

先月10月1日から、地域別最低賃金が順次改定されています。

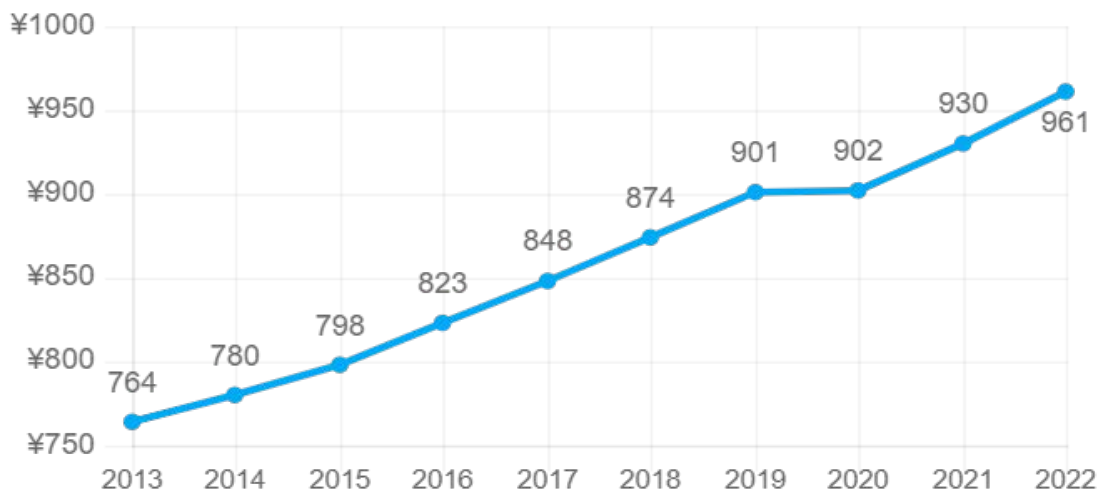
都道府県ごとに毎年見直されるものですが、今回の改定では過去最大の引き上げ幅となっており、注目を集めています。そもそも、地域別最低賃金の引き上げにはこういった背景があるのでしょうか。

日本では2017年に決定された「働き方改革実行計画」の一環として、「最低賃金を年3パーセント程度引き上げ、全国平均を1000円まで向上させること」が掲げられています。現在、この計画をベースに毎年最低賃金が見直されており、**今回の改正で、全国平均賃金（加重平均）は961円（昨年から31円アップ）となりました。これは過去最高の引き上げ幅となっています。**

このような大幅な引き上げに至った背景には、直近の物価高が大きく関係しています。皆さんもご存じの通り、2022年4月以降、食料品や電気代・ガソリン価格が高騰しています。物価上昇に賃金上昇が追いつかなければ、当然ながら家計を圧迫してしまう状況が続くことになります。こうした状況下で最低賃金の引き上げは、賃金の実質的な価値を維持・向上させる効果が期待されているわけです。特に日本の給与水準は先進国の中でも低く、国際的な観点でも、最低賃金の引き上げは重要な役割を果たしています。

日本政府は2025年度にかけて全国平均1000円以上を目指す方針で、来年以降も最低賃金の引き上げが想定されます。最低賃金ギリギリのラインで給与設定している場合、すぐに再度見直しをかける必要が出てくる可能性が高く、注意が必要です。

【参考】全国加重平均の最低賃金の推移（過去10年グラフ）



MINAGINE NEWS LETTER

発行：株式会社ミナジ 顧問サービス部

住所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目4番 ダヴィンチ小川町3F

[TEL] 050-5490-1329 [FAX] 03-5244-5534 [Mail] roumu@minagine.co.jp [Web] <https://minagine.co.jp>